



## 2 土地区画整理審議会の役割について

### 2-1 審議会の目的と役割について

土地区画整理審議会とは、土地区画整理法第56条の規定に基づき設置する諮問機関です。具体的には、換地設計や換地計画等について公平かつ適正に行われているかなどの意見をいただき、計画をまとめながら事業を進めていくことを目的とします。今後は、事業の進捗に応じて下記の諮問事項に関する答申を順次受けながら、事業を進めて参ります。

#### 【審議会への諮問事項】

同意を得なければならない事項	意見を聴かななければならない事項
① 評価員（※1）の選任	① 仮換地の指定
② 換地計画において私道の取扱いなど特別の定めをする場合	② 換地計画の作成（変更）
③ 地積（宅地・借地）の適正化（※2）を図るとき など	③ 縦覧に供された換地計画（変更）についての意見書の審査 など

※1 土地区画整理法第65条より

評価員は、審議会の同意を得て、土地及び建築物の評価について経験を有する者から選任され、施行者が任命することとなります。また、その定数は3人以上と定められています。換地計画において、施行者が評価した清算金、減価補償金、建築物の部分等の価額について意見を述べるものとされています。

※2 土地区画整理法第91条より

地積の適正化とは、地積が著しく小さい土地について、過小宅地とならないように換地を定めることです。過小宅地の基準等を土地区画整理審議会の同意を得て定めます。

### 2-2 審議会委員の定数について

◇審議会の委員の定数 10名

土地所有者及び借地権者の中から  
選挙等によって選出される委員  
8名

学識経験を有する者の中から  
知事が選任する学識経験委員  
2名

◇審議会の委員の任期 5年

## 3 土地区画整理審議会の委員について

### 3-1 審議会委員の立候補届の受付結果について

立候補届の受付結果は、以下のとおりです。

委員の定数	立候補者数
8人	6名

この度、審議会委員に立候補又は推薦にご協力いただき御礼申し上げます。

今回の土地所有者の審議会委員の選定においては、立候補者数が定数を超えなかったため、無投票となりました。また、欠員が委員定数の3分の1を超えなかったため、補欠選挙は行いません。そのため、立候補された6名が審議会委員となります。

### 3-2 立候補者のご紹介

土地区画整理審議会委員について、土地所有者から委員6名が選出されました。また、都市計画や土地区画整理事業などの経験を有する者から学識経験委員2名を、施行者である人吉市長が選任しました。

#### 【土地所有者から選出の委員】（個人・法人順、五十音順、敬称略）

うちやま よしみ  
・内山 喜実

きたこが やすよ  
・北古賀 安代

つかもと てつや  
・塚本 哲也

なかお しげゆき  
・中尾 重幸

なかむら くにひろ  
・中村 邦弘

はやま としひろ  
・葉山 稔洋

#### 【学識経験委員】

いくた ひろたか  
・生田 博隆

おかだ けいすけ  
・岡田 啓典

土地区画整理事業経験者

土地区画整理事業経験者

一級建築士

一級建築士

一財 熊本県建築住宅センター

（専務理事）

